

健感発 0329 第 1 号
平成 31 年 3 月 29 日

各

都	道	府	県		
保	健	所	設	置	市
特	別	区			

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

民間衛生検査所におけるポリオウイルスに係る抗体価測定受託の中止について
(周知及び協力依頼)

急性灰白髄炎(以下「ポリオ」という。)については、1988年5月の世界保健総会における決議に基づき、世界保健機関(以下「WHO」という。)によるポリオ根絶に向けた取組(世界ポリオ根絶計画)が推進されているところです。

また、症例発生状況については、野生株ポリオウイルス1型がアフガニスタン及びパキスタンの2カ国のみで確認(2018年 33症例)されているものの、2型は世界ポリオ根絶認定委員会によって2015年に根絶が宣言され、3型は2012年11月のナイジェリアにおける発症症例が最後となっています(国内においては、1981年以降、野生株ポリオウイルスによる症例の報告はない)。一方で、ワクチン株ポリオウイルスによる症例はアジア、大洋州、アフリカにおいて年間100症例前後報告されている状況です(2017年 96症例、2018年 105症例)。

こうした現状を踏まえ、WHOでは、ポリオ根絶に向けた最終的な取組として、「WHOポリオ根絶・最終段階戦略計画2013-2018(WHO Polio Eradication and Endgame Plan 2013-2018)」を策定し、2015年の世界保健総会においてGlobal Action Plan III (GAP III)が採択されました。本計画では、WHOは加盟国に対して、ポリオウイルスの伝搬のリスクを最小限にするため、不必要なポリオウイルスを廃棄するとともに、施設におけるポリオウイルスの適正な管理の徹底のため、今後、ワクチンの製造、診断、研究等に必要な機能を維持するための施設のみをポリオウイルス保有施設として国が認定することを求めています。厚生労働省としても「世界的なポリオ根絶に向けた、不必要なポリオウイルスの廃棄について」(平成27年12月11日付健感発1211第1号厚生労働省結核感染症課長通知)において、感染性のある野生株及びワクチン株2型ポリオウイルスの廃棄をお願いしているところです。

現在、いくつかの民間衛生検査所において中和反応法によるポリオ抗体価測定が実施されておりますが、当該測定にはポリオウイルスの保有が必須である一方、これらの衛生検査所では、今後ポリオウイルス保有施設として認定を受ける予定がないため、2019年

3月末をもってこれらの衛生検査所すべてでポリオ抗体価測定が終了するとの情報提供を受けております。つきましては、我が国においても、世界的なポリオ根絶に向けた取組を推進するため、上記の趣旨を御理解の上、下記について関係者に周知の上連携して対応いただくようお願いいたします。

記

1. ポリオとポリオ以外の急性弛緩性麻痺の鑑別が必要な場合は、別添「急性弛緩性麻痺を認める疾患のサーベイランス・診断・検査・治療に関する手引き」に従い、診断・検査を実施いただきたい。検査依頼に当たっては、まず、原則として医療機関から保健所等を通じて地方衛生検査所に依頼することとする。なお、地方衛生検査所における対応が困難な場合は、国立感染症研究所に行政検査等として依頼することが可能である。
2. 諸事情により、医療機関等から抗体保有の確認が必要との相談を受けた場合は、予め厚生労働省結核感染症課に連絡の上、行政検査適応可否の判断を受けていただくよう案内いただきたい。

別添:急性弛緩性麻痺を認める疾患のサーベイランス・診断・検査・治療に関する手引き
(「エンテロウイルス等感染症を含む急性弛緩性麻痺・急性脳炎・脳症の原因究明に資する臨床疫学研究」研究班)

<https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/AFP/AFP-guide.pdf>

【連絡先】

厚生労働省健康局結核感染症課

担当:井口、いのくち やながわ柳川(主担当)

TEL:03-5253-1111 内線(2932)